

環境保護に関する南極条約議定書（1991年10月4日採択）実施法（環境保護議定書実施法）（仮訳）

1994年9月22日

ドイツ連邦議会は、以下の法を公布する。

第1条 法の目的

本法は、南極環境、並びにそれに依存、関連する生態系の包括的な保護のみならず、専ら平和と科学に貢献する自然保護地域の自然南極地域の保全を目的とする。

第2条 用語、要求事項、禁止事項の定義

(1) 本法において、

1. “南極地域”とは、南緯 60° 以南の地域をいう。
2. “活動”とは、ドイツ連邦共和国が組織又は手続きを行った、南極地域内又は南極地域への補給・監査・その他事業のための探検・旅行・航海・飛行、若しくは、科学基地やその他施設の建設・管理・撤去・運営・設置をいう。この“活動”には、如何なる活動の変更も含む。
3. “初期環境影響評価”とは、南極条約環境保護議定書付属書 I 第 2 条に基づく環境影響の初期段階評価をいう。
4. “包括的環境影響評価”とは、南極条約環境保護議定書付属書 I 第 3 条に基づく環境影響の包括的評価をいう。
5. “廃棄物”とは、液体及びガス状物質を含む、移動可能な所有物で、所有者が廃棄を望んでいる、若しくは人の健康及び環境保全の目的で管理型処分を望んでいるもの、若しくは核エネルギー法第 9a 条第 1 項 2 に基づき管理型処分が必要とされる放射性物質又は解体・撤去施設の放射能汚染部品をいう。

(2) 第 17、18、20～24、26、29、32、34 条、及び第 5 条第(7)項に基づく法令における要求事項及び禁止事項は、第(1)項 2 に基づく活動の参加者、及びドイツ連邦共和国領土に居住する個人若しくは慣習的に定住する者に適用される。

第3条 許可取得の一般要求事項

(1) 本法第2条第(1)項1に従い、下記の者により実施される活動には許可が必要である。

1. ドイツ国民
2. ドイツ連邦共和国領土に居住する個人若しくは慣習的に定住している者
3. ドイツ連行共和国領土内に駐在する法人又は権利能力なき団体の者
4. 外国法人若しくは権利能力なき団

許可は、書面を以って連邦環境庁へ申請しなくてはならない。外国法人は、本法の意図する範囲の申請者として、本条1～3の意図する範囲の個人名を挙げなくてはならない。合同での活動実施を希望する個人グループの場合、行政手続法

(*Verwaltungsverfahrensgesetz*) 第14条から第21条に従い、参加者全員を網羅する許可が申請者に発行される。南極地域にて定期的に、毎度同じように実施される活動の場合、1年を越えない一定期間内での許可が発行される。

(2) 本条第1項に基づく許可は、下記の場合は必要ない。

1. 南極条約に関する環境議定書の他協議国により許可を得ている活動
2. 南極地域を目的地とした航路ではなく、南極地域を横断する目的のみの船舶航行
3. ナンキョクアザラシの保全に関する条約(1972年6月1日)施行法(連邦法官報1987 II, p.90)に基づき、ナンキョクアザラシに関する、或いは用いた研究に直接関係する活動
4. 南極の海洋生物資源の保存に関する条約(1980年5月20日)施行法(連邦法官報1982 II, p.420)に基づき、海洋生物資源に関する、或いは用いた研究に直接関係する活動

(3) 連邦環境庁は、本条第(2)項に基づき、活動についての報告を受けなくてはならない。

(4) 南極地域での活動が下記事項を疑う原因とならない場合は、許可のみを与えることができる。

1. 気候や天候パターンへの悪影響
2. 大気質や水質への深刻な悪影響
3. 大気、陸域、水域、氷河、海洋環境に与える深刻な変化
4. 動植物種の分布、多様性、繁殖、或いは生息数に与える有害な変化
5. 絶滅危惧種や生息数に対する一層の危険
6. 生物学的、科学的、歴史的、美観的重要性の高い地域、或いは原生的自然地域の損失、又は深刻な危険

7. その他、自然環境、又はそれに依存し関連する生態系への深刻な悪影響

- (5) 目的とする活動が、本法第 17 条第(1)項、第 18 条第(2)(4)項、又は第 29 条第(2)(3)項により禁止されている行動により構成される場合、本法第 17 条第(2)(3)(4)項、第 18 条第(5)項、又は第 30 条第(1)(2)項に設定された前提条件を満足した場合のみ、許可が発行される。本法第 3 条に基づき発行された許可も、本法第 17 条、第 18 条、第 29 条に従った許可とみなされる。
- (6) 本法第 21 条第(4)項に従ってドイツ連邦共和国に運搬される廃棄物に関し、廃棄物・残留物監視規則 (*Abfall- und Reststoffüberwachungsverordnung*) (1990 年 4 月 3 日、連邦法官報 I, p.648)、又は核エネルギー法第 9a 条 (1959 年 12 月 23 日、連邦法官報 I, p.1565、1985 年 7 月 25 日改正) に従い、申請者は対象廃棄物の処分証明書を有していなければならない。
- (7) 許可は付帯条件と共に発行され、特定期間に限定される。許可の発行後は、第 3 条第(4)項に示された影響を及ぼす活動であると疑える事実が明らかとなった場合、保全を保障する受益者利益を考慮し、許可の全て若しくは一部を取消し、又は条件を課すことができる。
- (8) 連邦環境庁が、許可の発行について決定する。決定前には、活動によって影響を受ける所掌分野を持つ官庁の意見を聴取する。また、アルフレッドウエゲナー極地・海洋研究所に対し、意見を述べる機会を与える。

第 4 条 一般手続き

- (1) 許可の申請理由として、申請者は活動について説明すると同時に、本法第 3 条第(4)項に示す保全すべき環境資源へ影響の有無、及び影響を受けると想定される資源について、述べなくてはならない。環境資源に対する影響がない活動であるという場合には、必ずその理由も述べるものとする。
- (2) 営業・企業秘密又は個人情報を含む文書は、申請者が該当箇所に印をし、別途提出するものとする。これが秘密情報や個人情報の開示なく行われる限りにおいて、文書を検査する者が本法第 3 条第(4)項に示す保全すべき環境資源への影響の有無及び影響範囲について確認することが可能となるよう、内容は詳細に及び申請者により提示されることとする。連邦環境庁が営業・企業秘密により文書説明では不十分であると考える場合、連邦環境庁は、決定に至る前に、申請者から文書説明の聞き取りを行うこととする。
- (3) 連邦環境庁は、既存文書又は本条第(1)項に従い提出された文書に基づき、活動が本法第 3 条第(4)項に示す保全すべき環境資源において、以下を疑う原因となるか否かについて判断する。

1. 小規模又は一時的な影響未満

2. 小規模又は一時的な影響
3. 小規模又は一時的な影響以上

連邦環境庁は申請者に対し、判断結果とその後の手続きについて通知する。

- (4) 第(3)項 1 の場合、連邦環境庁は 6 週間以内に、初期環境影響評価や包括的環境影響評価の実施なく許可を発行する。
- (5) 第(3)項 2 又は 3 の場合、連邦環境庁は申請者に対し、本法第 7 条に基づく初期環境評価、又は本法第 8 条に基づく包括的環境影響評価の実施が必要である旨を通知する。連邦環境庁は、環境影響評価の目的、範囲、手法に加え、実施に際して重要となる事項について、申請者と協議する。他官庁、専門家、第三者は、要請を受けた上で、この協議に参加することができる。連邦環境庁は、期待される環境影響評価の範囲と、提出される文書の内容と程度について、情報提供を行う。連邦環境庁が文書提出に関する情報を有している場合には、申請者に提供することとする。

第 5 条 海洋汚染の防止

- (1) 本法第 2 条第 1 項 2 が意味する範囲内の活動の一部として、船舶が使用される場合、連邦環境庁は、許可を発行する際、船舶航行に起因する海洋環境への危険性に関しては、連邦海洋水路庁の意見を考慮するものとする。これらの意見から逸脱する場合には、理由を述べなくてはならない。
- (2) 本法第 2 条第(1)項 2 が意味する範囲内の活動の一部として、外国船舶が使用される場合、連邦海洋水路庁による意見には、本法第 3 条第(4)項にある船舶往来と運航安全性に関する要求事項を満足するか否かという意見も含むこととする。
- (3) 本条第(1)項及び第(2)項は、本法第 14 条第(2)項及び第 16 条の場合において、準用する。
- (4) 本条第(1)項から第(3)項は、以下の法及びこれら法に基づき制定された規則に影響を与えるものではない。
 1. 連邦海洋責任法 (Seeaufgabengesetz)
 2. 乗組員法 (Seemannsgesetz)
 3. 危険物移送法 (Gesetz über die Beförderung gefährlicher Güter)
- (5) 申請者は、本法第 2 条第(1)項 2 が意味する範囲内の活動の一部としての船舶運用に起因する海洋環境へのすべての導入及び排出を含む、すべての廃棄物及び汚水の記録を、これらの記録が 1973 年の船舶による汚染防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書の適用にあたってまだ保管されていない限りにおいて、保管されることを保証しなくてはならない。記録は要請に応じて連邦海洋水路庁に提出されるものとする。

- (6) 申請者は、船舶及び乗船者の安全、又は海洋における人命救助に関する緊急事態の場合、導入及び排出から遅滞なく連邦海洋水路庁に通知しなくてはならない。連邦海洋水路庁は、この情報を連邦環境庁に伝達するものとする。連邦環境庁は、環境保護議定書締約国及び環境保護に関する南極条約議定書第 11 条に基づく環境保護委員会に、本項第 1 文に基づいて行われた導入及び排出を通知するものとする。
- (7) 環境保護に関する南極条約議定書付属書 IV を実施するため、連邦運輸省は、連邦外務省及び連邦環境・自然保護・原子力安全省との合意により、法令によって以下の権限が与えられる。
1. 環境保護に関する南極条約議定書付属書 IV 第 4 条に基づく有害液体物質或いは他の化学物質又は他の物質の排出に関する法的規制を採択する。
 2. 環境保護に関する南極条約議定書付属書 IV 第 5 条に基づく廃棄物の導入に関する法的規制を採択する。
 3. 環境保護に関する南極条約議定書付属書 IV 第 6 条に基づく汚水の排出に関する規定を採択する。
- (8) 本法第 2 条第(2)項のグループに属する個人の場合、1973 年の船舶による汚染防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書の規制の違反は、当該条約及び議定書施行法（1981 年 12 月 23 日、連邦法官報 1982 II, p.2）第 2 条第(1)項に基づく法令により有効となる改訂版の違反を含め、ドイツを旗国としていない船舶で又は船舶による場合も罰則を科すことができる。
- (9) 環境保護に関する南極条約議定書付属書 IV の条項の実施を管理することは、連邦海洋水路庁の義務である。連邦環境庁は、導入される措置を通知される。
- (10) 1973 年の船舶による汚染防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書施行法（1981 年 12 月 23 日、連邦法官報 1982 II, p.2）及び船舶及び航空機からの投棄による海洋汚染の防止に関する条約（1972 年 2 月 15 日及び 1972 年 12 月 29 日）施行法（連邦法官報 1977 II, p.165）に基づき、海洋環境の保護に関するより厳格な規制を適用するものとする。

第 6 条 研究活動

- (1) 本法第 4 条第(3)項 1 に基づく小規模又は一時的な影響未満であることを疑う原因となる南極での科学研究活動及びそれらの行為又は準備を推進する活動は、本法第 3 条第(1)項にかかわらず、それらの開始の 3 ヶ月前までに書面を以って連邦環境庁へ通知しなくてはならない。通知の際には、活動が本法第 3 条第(4)項に示す保全すべき環境資源に及ぼす影響が小規模又は一時的な影響未満であることを明確に述べなくてはならない。本法第 4 条第(1)項を準用するものとする。
- (2) 検討により、通知された活動が本法第 3 条第(4)項に示す保全すべき環境資源に及ぼ

す影響が小規模又は一時的な影響未満であることを疑う原因となることが判明した場合、本法第4条第(4)項を準用するものとする。連邦環境庁が、通知を受理してから6週間以内に意見を述べない場合、これは許可されたと見なされるものとする。

- (3) 本法第4条第(3)項2に基づく小規模又は一時的な影響、或いは本法第4条第(3)項3に基づく小規模又は一時的な影響以上であることを疑う原因となる南極での科学研究活動及びそれらの行為又は準備を推進する活動は、本法第3条第(1)項に基づく正式な許可を受ける。連邦環境庁が、本条第(1)項に基づき通知された活動が本法第4条第(3)項2又は3の条件を満たすと判断した場合、通知は本法第3条第(1)項に基づく許可の申請と見なされるものとする。
- (4) 本法第4条第(3)項2又は3の条件を満たす科学研究活動又はその準備行為を推進する活動を検討する際、連邦環境庁は、連邦外務省、連邦環境・自然保護・原子力安全省、及び連邦研究技術省により合同で任命された独立専門家委員会による活動の判断を考慮するものとする。この判断から逸脱する場合には、理由を述べなくてはならない。
- (5) 連邦環境・自然保護・原子力安全省は、連邦外務省及び連邦研究技術省との合意により、法令によって委員会の構成、任命及び手続きを決定する権限が与えられる。

第7条

初期環境影響評価を伴う許可手続き

- (1) 少なくとも小規模又は一時的な影響があると想定される活動は、連邦環境庁が本法第4条第(3)項第1文に基づく判断に基づき包括的環境影響評価が必要であると考えていない場合、初期環境影響評価を受けなくてはならない。そのため、申請者は以下の情報を記載した文書を提出しなくてはならない。
 1. 目的、場所、影響の可能性のある地区、期間と強度を含む、提案する活動の説明。
 2. 提案する活動の代替案、並びに既存及び既知の計画活動を踏まえた累積的影響を含む、提案する活動の想定されるすべての影響の説明。
- (2) 検討により、活動が本法第3条第(4)項に示す保全すべき環境資源に及ぼす影響が小規模又は一時的な影響にすぎないことを疑う原因となることが判明した場合、許可が発行される。許可は条件付きとなるか、又は必要であれば本法の要求事項を満たすことを確保するただし書に基づいて発行される。
- (3) 初期環境影響評価の結果は、許可の正当性に含まれる。
- (4) 連邦環境庁は、許可証、本法第4条第(2)項第1文に基づく文書を除いた本法第4条第(2)項第2文に基づく説明を含む第(1)項に基づく文書、及び本法第6条第(4)項を適用する場合、委員会の意見を、請求に応じて利用可能にする。

第8条

包括的環境影響評価を伴う許可手続き

- (1) 影響が小規模又は一時的な影響以上であると予想される活動は、包括的環境影響評価を受けるものとする。
- (2) 包括的環境影響評価は、許可の発行手続きに不可欠な要素である。それは本法第3条第(4)項に示す保全すべき環境資源に対する活動の影響を特定し、説明し評価するのに役立つ。それは本法の規定に基づき、公衆が参加して行われるものとする。
- (3) これに関連して、申請者は活動及びその環境影響の評価結果を英語及びドイツ語で提出しなくてはならない。評価には以下の情報を含めなくてはならない。
 1. 目的、場所、影響を受ける可能性のある地区、期間及び程度を含む提案する活動の説明、並びに手続きされない代替案を含む、活動の考え得る代替案及びこれらの代替案の影響の説明。
 2. 活動の影響を受ける地区における、予測される変化と比較されるための初期環境基準状態の説明、及び提案する活動が行われなかった場合の将来の環境基準状態の予測。
 3. 提案する活動の影響の予測に用いられる方法及びデータの説明。
 4. 提案する活動の想定される直接的影響の性質、範囲、期間及び強度の説明。
 5. 提案する活動の考え得る間接的影響の説明。
 6. 既存の活動及び他の既知の計画活動を踏まえた、提案する活動による累積的影響の説明。
 7. 監視プログラムを含む、提案する活動による影響を最小限に抑えるか又は軽減し、予期せぬ影響を検知するために取ることができる措置、並びに活動の悪影響を早い段階で警告し、事故に迅速かつ効果的に対処することのできる措置の特定。
 8. 提案する活動の不可避な影響の特定。
 9. 提案する活動が、科学研究の実施及び他の既存の使用及び価値に及ぼす影響の説明。
 10. 本項で要求される情報の編集において直面する知識の不足及び不確実性の特定。
 11. 本項に基づき提供される情報の非技術的要約。
 12. 評価結果を提出した者又は組織の氏名及び住所、及び当該結果についての意見の提出先。

第9条

公衆閲覧の提供、異議申立て

- (1) 許可発行申請書及び本法第8条第(3)項による評価は、本法第4条第(2)項の第1文に

基づく文書を除き、連邦環境庁の本部において 90 日間閲覧に供される。この閲覧期間中、評価に対する異議申立てを、書面を以って連邦環境庁に行うか、又は公表することができる。書面による異議申立ては、英語でも提出しなくてはならない。英語への翻訳が遅滞なく提出されない場合、連邦環境庁は自身で翻訳を異議申立て者の費用で調達することができ、その発生すると見込まれる費用の額に対する前金を異議申立て者に請求することができる。異議申立ての期間の終了後は、異議申立てできないものとする。

- (2) 連邦環境庁は、閲覧期間を少なくとも 3 週間前に連邦法官報に公告しなくてはならない。公告では以下を示さなくてはならない。
1. 許可申請書、及び本法第 8 条第(3)項による文書が閲覧に供される場所と時期。
 2. 閲覧期間中に連邦環境庁に異議申立てを行うこと、及びそれに遅れた異議申立ては公聴会又は決定において考慮されないこと。
 - (3) 閲覧期間の終了後、正しい期間内に行われた許可申請書に対する異議申立てを、申請者及び異議申立て者と協議するものとする。

第 10 条

環境保護に関する南極条約議定書締約国及び環境保護委員会への通知

- (1) 本法第 8 条第(3)項によって行われた評価は、環境保護に関する南極条約議定書のすべての締約国に回覧されるものとする。この情報を回覧する際には、90 日間以内に意見を提出しなくてはならない旨を注意喚起することとする。
- (2) 本法第 8 条第(3)項による評価は、環境保護に関する南極条約議定書第 11 条が意味する範囲内の環境保護委員会に回覧されるものとする。

第 11 条

南極条約締約国協議会による審議

- (1) 本法第 8 条による包括的環境影響評価を受ける活動の許可申請については、南極条約締約国協議会（南極条約第 11 条）が本法第 8 条第(3)項による文書を検討する十分な機会を得るまで、決定を行わないものとする。検討の十分な機会は、本法第 8 条第(3)項による評価結果が、協議会開始の少なくとも 120 日前に環境保護委員会に受理された場合のみ得られる。連邦環境庁は、協議会の意見を待ち、それらを考慮して決定しなくてはならない。
- (2) 文書が環境保護委員会に受理されてから 15 ヶ月以内に協議会が開かれない場合、又は文書の審議がこの期間内に完了しない場合、本条第(1)項の第 1 文を適用しないものとする。

第 12 条

包括的環境影響評価後の許可

- (1) 本法第 8 条第(3)項による評価に関する声明、環境保護に関する南極条約議定書の他の締約国の意見、南極条約締約国協議会の意見、他の機関の意見、及び異議申立てに基づき、連邦環境庁は、相互作用を含め、本法第 3 条第(4)項に示す保全すべき環境資源に対する活動の影響の要約説明を作成するものとする。これには独自の調査結果を盛り込むものとする。他の機関から得られた意見及び受理した異議申立てを、個別に提示するものとする。
- (2) 活動が本法第 3 条第(4)項に示す保全すべき環境資源に小規模又は一時的な影響以上の影響を及ぼすと疑う原因がある場合、本法の要求事項が満たされることが付帯条件により確保される場合のみ、許可を発行することができる。
- (3) 提案する活動の利益と比較して想定される悪影響の評価を、許可の理由書で行うものとする。連邦環境庁が、検討結果或いは他の公的機関又は南極条約締約国協議会の立場から逸脱する場合、その理由を説明しなくてはならない。これは、本法第 5 条第(2)項に基づく船舶往来と運航安全性の決定に影響を及ぼさない。

第 13 条

第三者への通知

- (1) 本法第 12 条第(2)項に基づく許可は、理由書及び行われた決定にとって重要なすべての文書と共に、以下のように取り扱われるものとする。
 1. 連邦環境庁の本部において公衆閲覧に供される。
 2. 外交ルートを通じ、環境保護に関する南極条約議定書の締約国及び当該議定書第 11 条に基づく環境委員会に回覧される。申請者は回覧の日付を通知されるものとする。
- (2) 本法第 12 条第(2)項に基づき許可が発行された活動は、本条第(1)項の文書が環境保護議定書の締約国に回覧されてから 60 日の期間が満了する前に開始されてはならない。

第 14 条

検証及び検討

- (1) 連邦環境庁は、本法及び発行された許可の遵守を検証する責任を有するものとする。
- (2) 連邦環境庁は、本法第 4、6、7 又は 12 条に基づき許可された活動に起因する環境影響を、定期的に検証するものとする。連邦環境庁は、これらの影響が環境保護に関する南極条約議定書とどの程度一致するのかを考慮するものとする。
- (3) 連邦環境・自然保護・原子力安全省は、連邦外務省及び連邦研究技術省との合意により、法令によって検証組織、これに関連する他の当局との協力及び南極で活動する環境職員の任命を決定する権限が与えられるものとする。

第 15 条 定期的な情報

(1) 環境保護に関する南極条約議定書第 11 条に基づく環境保護委員会、及び当該議定書締約国に、以下の情報を毎年回覧するものとする。

1. 本法第 3～14 条による手続きの説明。
2. 本法第 7 条に基づく許可の一覧。
3. 本法第 14 条に基づく検証から得られる適切な情報。

(2) 連邦環境庁は、公衆閲覧に利用可能な本条第(1)項の情報を保持しなくてはならない。

第 16 条 他の締約国の環境影響評価

(1) 環境保護に関する南極条約議定書の他の締約国により回覧された環境影響評価書は、連邦環境庁により、本法第 3 条第(8)項の機関に送付されるものとする。これらには、その後 30 日間の意見を述べる機会が与えられるものとする。

(2) 文書は、連邦環境庁の本部において 3 週間公衆閲覧に供される。本法第 9 条第(1)項の第 2～5 文及び第(2)項を準用するものとする。

(3) 所定期間内に述べられた意見は、関係締約国に伝達されるものとする。

第 17 条 南極の動物相及び植物相の保存

(1) 南極では以下が禁止される。

1. 在来哺乳類又は鳥類を殺害し、負傷させ、捕獲し又は処理すること、或いは局所分布又は豊度に著しい影響を及ぼすほどの量の在来植物を除去し又は損傷すること。
2. 南極の在来動物相及び植物相に有害な干渉を行うこと。有害な干渉とは、以下を言う。
 - a) 鳥類及びアザラシの群れを乱すような方法で、ヘリコプター又は他の航空機を飛行又は着陸させること。
 - b) 鳥類及びアザラシの群れを乱すような方法で、ホバークラフト及び小型船を含む車両又は船舶を使用すること。
 - c) 鳥類及びアザラシの群れを乱すような方法で、爆発物又は火器を使用すること。

- d) 繁殖中又は換羽中の鳥類又は鳥類及びアザラシの群れを、人の歩行によって故意に乱すこと。
 - e) 航空機の着陸、車両の運転、又は歩行その他の方法で、陸上植物の群生に著しい損傷を与えること。
 - f) 哺乳類、鳥類、植物又は無脊椎動物の種又は個体群の生息地に著しく有害な変化をもたらすその他の活動。
- (2) 連邦自然保護庁との合意により、連邦環境庁は、個々のケースにおいて本法第3条第(1)項の適用範囲内で、本条第(1)項の禁止事項の例外が認められる。許可は以下の場合のみ発行される。
1. 研究又は科学的情報のために標本を提供すること。
 2. 博物館、植物標本館、動物園及び植物園、或いは他の教育的又は文化的施設又は用途のために標本を提供すること。
 3. 科学的支援施設の建設及び運営又は上記の1又は2の規定によっては承認されない科学的活動の、避けられない影響に対し措置を取ること。
- (3) 当該許可の発行は、以下を確保するために制限されるものとする。
1. 第(2)項*に示す目的を満たすために厳密に必要な以上に、哺乳類又は鳥類を殺害し、負傷させ、捕獲し又は処理しないこと、又は植物を自然環境から採取しないこと。
 2. 殺害する哺乳類又は鳥類を少数のみにすること、及びいかなる場合も、地域個体群において殺害される哺乳類又は鳥類の数が、他に許可された採捕の数を踏まえて次の繁殖期において通常自然に回復することができる数以上としないこと。
 3. 種の多様性、種の存続に不可欠な生息地、及び南極に存在する生態系の均衡を維持すること。
- (4) ミナミオットセイ属（オットセイ）及びロスアザラシ属（ロスアザラシ）のすべての種は、特別な保護を受けるものとする。これらの種を殺害し、負傷させ、捕獲し又は処理する許可は、その種又は地域個体群の存続又は回復を脅かさず、非致命的技術が可能な限り用いられる場合に、やむを得ない科学的目的のためにのみ発行される。
- (5) 許可においては、発行機関及び許可の受取者、並びに許可された活動の時間と場所を指定しなくてはならない。
- *訳注：ドイツ語の文書に述べられているように、(1)ではない。
- (6) 哺乳類又は鳥類を殺害し、負傷させ、捕獲し又は処理することはすべて、可能な限り苦痛を最小限に止めるような方法で行うものとする。

- (7) ナンキョクアザラシの保全に関する条約（1972年6月1日）施行法（連邦法官報 1987 II, p.90）及び国際捕鯨取締条約（1946年12月2日）施行法（連邦法官報 1982 II, p.558）は、影響を受けないものとする。
- (8) 南極の海洋生物資源の保存に関する条約（1980年5月20日）施行法（連邦法官報 1982 II, p.420）は、鳥類の混獲に関する限り、影響を受けないものとする。

第18条 南極への動物及び植物の持込み

- (1) 南極への犬の持込みは禁止される。
- (2) 南極に在来でない土壌、動物又は植物を、南極の陸上又は棚氷上或いは水中に持込むには、許可が必要である。
- (3) 本条第(2)項は、南極への食物の持込みについては適用しないものとする。ただし、生きている動物を食用のため持込まず、すべての植物及び動物の部分及び製品を常に管理することとする。消費されない家禽は、南極から除去するか、又は滅菌するため焼却により処分するものとする。本法第21～27条を、他のあらゆる点において適用するものとする。
- (4) 南極への生きた家禽又は他の生きた鳥類の持込みは禁止される。南極に出荷される調理用に処理された家禽は、ニューカッスル病、結核、及びイースト菌感染症などの病気の証拠が検査されなくてはならない。病気の痕跡が検出された場合、調理用に処理された家禽の南極への持込みは禁止される。
- (5) 連邦環境庁は、実験目的の土壌、栽培植物或いはウイルス、細菌、酵母及び菌類を含む実験動物又は植物に関する場合のみ、本条第(2)項に基づく許可を個々のケースにおいて発行することができる。許可が満了する前に、南極に持込まれた土壌、動物及び植物を南極から除去するか、又は滅菌するため焼却により処分するものとする。この義務は、許可通知書に記載されるものとする。
- (6) 在来でない動物又は植物又は土壌を許可なしに南極に持込む者、或いはそれらを本法が効力を生ずる前に南極に持込む者は、それらを南極から即刻除去するか、又は滅菌するため焼却により処分しなくてはならない。連邦環境庁は、標本が在来の動物相及び植物相に危険を及ぼさない場合のみ、例外を許可することができる。

第19条 輸出管理

- (1) 連邦財務省及び同省が指定する税関事務所は、南極に持込む土壌、動物又は植物の輸出管理を支援するものとする。指定された当局は、土壌、動物又は植物を、それらの輸送又は梱包手段を含め、輸出中に停止することができる。
- (2) 連邦財務省は、連邦環境・自然保護・原子力安全省及び連邦研究技術省との合意に

より、法令によって本法第 17 及び 18 条に基づく禁止の検証の詳細を規制する権限が与えられる。そうすることで、同省は情報の告知、登録又は提供、補助サービスの遂行、並びに業務文書及び他文書の検査及び無料での標本及び試料の検査及び収去の黙諾を要求する規定を設けることができる。

第 20 条 物質及び製品の持込み

ポリスチレンビーズ、ポリスチレンチップ、又は類似形状の梱包材、ポリ塩化ビフェニル（PCB）及び農薬を、陸上又は棚氷上又は水中に持込んではならない。

第 21 条 廃棄物回避及び処分の基本原則

- (1) 南極での廃棄物の発生及び処分は、可能な限り回避する。
- (2) 南極外で発生した廃棄物を南極で処分してはならない。
- (3) 無氷陸域上又は淡水系における廃棄物の処分は禁止される。それらの淡水系内での保管も禁止される。
- (4) 南極から除去される廃棄物は、ドイツ連邦共和国又は関連する国際協定に基づき当該廃棄物の処分の取り決めが行われている他国に持込まれるものとする。廃棄物がドイツ連邦共和国に持込まれる場合、廃棄物の発生防止と廃棄物管理法（Abfallgesetz）第 13 条は影響を受けないものとする。放射線防護条例（Strahlenschutzverordnung）第 14 条第(3)項は適用しないものとする。

第 22 条 南極からの廃棄物の除去

- (1) 南極で発生した以下の廃棄物については、南極から除去するものとする。
 1. 原子力法が意味する範囲内の放射性物質
 2. 電池
 3. 液体燃料及び固体燃料
 4. 有害な量の重金属或いは急性毒性又は有害な残留性化合物を含む廃棄物
 5. ポリ塩化ビニル（PVC）、ポリウレタン、発泡スチロール、ゴム、潤滑油、処理木材、及び焼却されると有害物質を排出する恐れのある添加剤を含有する他製品
 6. 軟質ポリエチレン容器を除く、本法第 23 条第(1)項に基づき焼却されなければならない他のすべてのプラスチック廃棄物

7. 燃料タンク
8. その他の固形不燃性廃棄物
9. 持込まれた動物の死体の残骸
10. 微生物及び植物病原菌の実験培養物
11. 持込まれた鳥類製品

(2) 本条第(1)項 9～11 に基づく廃棄物が、焼却、加圧滅菌、又はその他の方法で滅菌処理される場合、当該廃棄物に本条第(1)項に基づく義務は適用しないものとする。又、本条第(1)項 7 及び 8 が意味する範囲内の廃棄物の除去が、当該廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合も、適用しないものとする。

(3) 本条第(1)項に示す廃棄物を南極に排出することは禁止される。

第 23 条 廃棄物の焼却

- (1) 南極から除去されない可燃性廃棄物は、可能な限り最大限有害物質の排出を回避できる焼却炉で焼却するものとする。当該焼却による固形残渣は、本法第 22 条第(1)項 8 が意味する範囲内の廃棄物である。
- (2) 廃棄物の野焼きは禁止される。
- (3) 連邦環境・自然保護・原子力安全省は、環境保護に関する南極条約議定書第 11 条に基づき設置された環境委員会、及び南極研究科学委員会の関連する勧告を考慮し、法令により本条第(1)項が意味する範囲内の排出限度及び機器仕様を定める権限が与えられるものとする。

第 24 条 液体廃棄物の処分

- (1) 生活排水及び南極で発生した本法第 22 条第(1)項に記載されない他の液体廃棄物は、可能な限り南極から除去するものとする。
- (2) 南極で処分できる本条第(1)項が意味する範囲内の廃棄物を、無氷陸域、海氷、棚氷又は着底氷床上で処分することは禁止される。ただし、棚氷又は着底氷床上に位置する基地から発生した物質については、当該廃棄物が深い氷の穴で処分するのが唯一実行可能な方法である場合にそのような方法で処分されるのであれば、第 1 文は適用されないものとする。このような穴は、無氷地域又は氷の消耗が著しい地域を終点とする既知の氷の流線上に位置してはならない。
- (3) 本条第(1)項が意味する範囲内の廃棄物の海洋への処分は、許可を受けるものとする。

第25条 野営地

野営地において発生した廃棄物については、可能な限り最大限、処分のため支援基地又は船舶に持ち帰るものとする。

第26条 廃棄物の保管

南極から除去されるか、又は処分されるすべての廃棄物は、環境への拡散を防ぐ方法で保管されるものとする。

第27条 作業場及び廃棄物処分場

(1) 本条第(2)項の規定に従い、陸上の過去及び現在の廃棄物処分場及び遺棄された作業場は、当該廃棄物の発生者及び当該作業場の使用者が浄化するものとする。これは、建造物又は廃棄物の除去が、当該建造物又は廃棄物を元の場所に残しておくことよりも大きな悪影響を環境に及ぼす場合、適用しないものとする。

(2) 史跡又は記念物として指定された建造物は、除去又は変更してはならない。

第28条 立案

(1) 連邦環境庁は、アルフレッドウェゲナー研究所との合意により、南極において本法第3条第(1)項に述べられている個人による活動から発生する廃棄物を記録するための基礎として、並びに科学的活動及び関連する支援活動の環境影響に関する研究を促進するため、廃棄物分類体系を確立する。この体系に基づき、廃棄物を少なくとも以下のグループに分類するものとする。

1. 汚水及び生活排水（グループ1）
2. 燃料及び潤滑油を含む他の液体廃棄物及び化学物質（グループ2）
3. 焼却される固体（グループ3）
4. 他の固形廃棄物（グループ4）
5. 放射性物質（グループ5）

(2) 連邦環境庁は、アルフレッドウェゲナー研究所との合意により、南極地域での廃棄物削減及び処分に関する計画を作成し、毎年見直して更新する。当該計画は、各固定地点、野営地一般、及び各船舶について、以下を明記する。

1. 既存の廃棄物処分場及び遺棄された作業場の浄化計画
2. 現行及び計画されている廃棄物管理措置
3. 廃棄物及び廃棄物管理の環境影響を分析するための現行及び計画されている措置
4. 廃棄物及び廃棄物管理の環境影響を最小限に抑えるための他の現行及び計画されている措置

固定地点又は船舶の運営の一部である小型船については、本条第(2)項 1～4 に基づく個別の情報は要求されないものとする。

- (3) 計画の作成においては、船舶についての既存の廃棄物削減及び処分計画を考慮する。
- (4) 連邦環境庁は、実行可能な限り、横断路、燃料貯蔵所、野外拠点、墜落した航空機などを含む、過去の活動の場所の目録を作成するものとする。
- (5) 本条第(2)項に基づく計画及びそれらの実施に関する報告書を、南極条約第 III 及び VII 条第(5)項に基づく毎年の情報交換に含めるものとする。又それらは、本条第(4)項の目録とともに、環境保護議定書第 11 条に規定する環境保護委員会に毎年伝達される。計画を更新する際、連邦環境庁は環境保護委員会の助言及び提案を考慮するものとする。
- (6) 各基地及び作業場の廃棄物管理官に、適切な者を任命するものとする。この管理官は、廃棄物削減及び処分計画の実施を監視し、それらの継続的な開発を提案するものとする。管理官は、本条第(1)及び(2)項に基づく機能を果たすために後者が必要とする情報を、毎年連邦環境庁に伝達するものとする。

第 29 条

地区、史跡及び記念物の保護及び管理

- (1) 連邦環境・自然保護・原子力安全省は、連邦研究技術省及び連邦経済省との合意により、南極条約協議国会議の勧告に基づき、法令により以下を指定する権限が与えられる。
 1. 環境保護に関する南極条約議定書付属書 V 第 3 条が意味する範囲内の特別保護地区。
 2. 環境保護に関する南極条約議定書付属書 V 第 4 条が意味する範囲内の特別管理地区。
 3. 環境保護に関する南極条約議定書付属書 V 第 8 条が意味する範囲内の史跡及び記念物
- (2) 本条第(1)項 1 に基づく法的規制により指定される地区に立ち入り、地区内を移動又は地区上空を飛行する者は、許可を必要とするものとする。
- (3) 本条第(1)項 3 に基づく法的規制により指定される史跡及び記念物を損傷し、除去し

又は破壊することは禁止される。

第 30 条 許可証

- (1) 連邦環境庁は、申請者が提案する活動が、環境保護に関する南極条約議定書付属書 V 第 5 条に基づき南極条約締約国協議会により地区に関して策定された管理計画の要求事項を満たす場合、本法第 29 条第(2)項に基づく禁止を免除することができる。許可証には、管理計画の関連事項を添付するものとする。許可証には、地区の範囲及び場所、承認される活動及びその活動が承認される時期、場所及び承認者、並びに管理計画によって課せられる他の条件を明記するものとする。
- (2) 管理計画がない場合、提案する活動がその他の場所では達成できず、かつ当該地区の自然生態系を脅かさない、やむを得ない科学的目的のために実施される場合のみ、許可を発行することができる。
- (3) 関係地区にいる間、許可証は許可証所持者が携帯しなくてはならない。
- (4) 連邦環境庁は、毎年 11 月末までに、前期 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日に発行された許可証の数と種類を締約国及び環境保護委員会に通知するものとする。

第 31 条 管理計画

連邦環境庁は、アルフレッドウェゲナー極地・海洋研究所と協力して、環境保護に関する南極条約議定書付属書 V 第 5 条に基づく管理計画を策定する責任を有する。

第 32 条 採鉱の禁止

- (1) 南極の鉱物資源の探査、採鉱、開発又は採鉱は禁止される。
- (2) 第(1)項は、科学研究活動には適用しないものとする。

第 33 条 訓練

- (1) 申請者及び本法第 6 条第(1)項に基づく通知を行う者は、活動のすべての参加者が適切な訓練を受け、南極の環境保護及び本法の規定に関して十分な知識を有することを確保するものとする。
- (2) 申請者及び本法第 6 条第(1)項に基づく通知を行う者は、ポリ塩化ビニル (PVC) 製品の使用を防ぐものとする。それにもかかわらず当該製品が南極に持込まれた場合、活動の参加者は、後でそれらを南極から除去する義務を通告されるものとする。

- (3) 連邦環境庁は、南極にいるか、又は南極に立ち入ろうとするすべての者が、本法第17、18及び29条の規定を理解し遵守することを確保するため、それらの者が情報を利用できるようにする。当該情報には、特に禁止される活動を記載し、特に絶滅が危惧される種、特別保護区及び特別管理区、並びに史跡及び記念物の一覧を記載しなくてはならない。

第34条 **査察**

- (1) 連邦経済省、連邦運輸省、連邦環境・自然保護・原子力安全省及び連邦研究技術省との合意により、連邦外務省は、環境保護に関する南極条約議定書第14条に基づく査察を実施し、査察報告書を作成する責任を有する。
- (2) 連邦外務省は、本条第(1)項に基づいて作成された査察報告書を回覧し、他の南極条約締約国の査察報告書について、環境保護に関する南極条約議定書第14条第(4)項に基づき意見を述べるものとする。
- (3) 南極で活動を行う者は、査察を行う南極条約締約国の監視員と協力し、監視員が南極条約第VII条第(3)項に基づく査察のために開放されている基地、施設、備品、船舶及び航空機のすべての部分、並びに環境保護に関する南極条約議定書に基づき要求されるこれらに関するすべての保管された記録にアクセスできることを確保することが義務付けられる。

第35条 **費用に関する規制**

- (1) 本法及びこれに基づく法的規制に基づき実施される公的行為には、手数料及び費用が支払われるものとする。
- (2) 連邦環境・自然保護・原子力安全省は、連邦経済省、連邦運輸省及び連邦研究技術省との合意により、費用を発生させる事実を法令により詳細に定義し、その定率又はパラメータを提供する権限が与えられるものとする。本法に基づき科学研究に関して行われる公的行為については、手数料及び費用は請求されないものとする。

第36条 **罰則規定**

- (1) 故意又は過失による以下の行為は、行政違反行為とみなす。
1. 本法第3条第(1)項による許可なしに南極で活動を行う。
 2. 本法第5条第(7)項に基づく法令が具体的事実についてこの罰則規定を規定する場合、この法令に違反する。

3. 本法第 17 条第(1)項 1 に反して、動物を殺害し、負傷させ、捕獲し又は処理する、或いは植物を採取又は損傷する。
 4. 本法第 17 条第(1)項 2 に反して、動物相及び植物相を有害に干渉する。
 5. 本法第 18 条第(1)項又は第(4)項第 1 文に反して、南極に犬、生きた家禽又は他の生きた鳥類を持込む。
 6. 本法第 18 条第(2)項による許可なしに、土壌、動物又は植物を陸上又は棚氷上又は水中に持込む。
 7. 本法第 18 条第(4)項第 3 文に反し、調理用に処理された家禽を南極に持込む。
 8. 本法第 18 条第(5)項第 2 文に反し、土壌、動物又は植物を除去しない、或いは滅菌するため焼却により処分しない。
 9. 本法第 20 条に反し、ポリスチレンビーズ又はポリスチレンチップ又は類似形状の梱包材、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 又は農薬を、陸上又は棚氷上又は水中に持込む。
 10. 本法第 21 条第(2)項に反し、廃棄物を処分する。
 11. 本法第 21 条第(3)項に反し、廃棄物を保管又は堆積する。
 12. 本法第 22 条第(3)項に反し、廃棄物を排出する。
 13. 本法第 23 条第(2)項に反し、廃棄物を野焼きする。
 14. 本法第 24 条第(2)項に反し、廃棄物を無氷陸域、海氷、棚氷又は着底氷床上で処分する。
 15. 本法第 24 条第(3)項による許可なしに、廃棄物を海洋に処分する。
 16. 本法第 26 条に反し、廃棄物を環境に拡散する方法で保管する。
 17. 本法第 29 条第(2)項による許可なしに、本法第 29 条第(1)項 1 に基づく法令により指定される地区に立ち入り、地区内を移動又は地区上空を飛行する。
 18. 本法第 29 条第(1)項 1 に基づく法令と併せて本法第 29 条第(3)項に反し、史跡又は記念物を損傷し、除去し又は破壊する。
 19. 本法第 32 条第(1)項に反し、地区を探索し、又は鉱物資源を探鉱し、開発し又は採鉱する。
 20. 本法第 34 条第(3)項に反し、監視員に対するアクセスを確保しない。
- (2) 本条第(1)項 1～6、8～16、18 及び 19 の場合において、行政違反行為は 10 万ドイツマルク以下の罰金に処することができ、又第(1)項 7、17 及び 20 の場合において、2 万

ドイツマルク以下の罰金に処することができる。

- (3) 本条第(1)項 2 の場合において、ドイツを旗国としていない船舶で又は船舶から規制違反が行われた場合、その規制違反にも罰則を科すことができる。
- (4) 行政違反法の第 36 条第(1)項 1 において、行政官庁は、第(1)項 1 及び 3～20 の場合連邦環境庁であり、第(1)項 2 の場合連邦海洋水路庁であるものとする。

第 37 条 罰則

- (1) 本法第 36 条第(1)項 1～4 又は 9～19 の違反を利益のため又は習慣的に行う者は、罰金に処するか、又は 3 年以下の懲役に処するものとする。
- (2) 本法第 36 条第(1)項 1～16 又は 19 の違反を行い、それによって他の者の健康を危険にさらすか、又は動物、植物、又は南極にいる第三者に属する重要な価値のある他の事柄に深刻な損害を引き起こす者は、罰金に処するか、又は 5 年以下の懲役に処するものとする。
- (3) 未遂についても罰せられるものとする。
- (4) 本条第(2)項の場合に過失により危険又は害を及ぼす者は、1 年以下の懲役又は罰金に処するものとする。
- (5) 違反が刑法第 342、326、330 又は 330a 条に基づく同等又はさらに重い罰則の対象となる恐れがある場合、本条第(1)～(4)項は適用しないものとする。

第 38 条 没収

本法第 36 条による行政違反行為、又は本法第 37 条による処罰に値する違反行為が行われた場合、その犯行又は準備に用いられたか、又は用いるつもりであった物を没収することができる。行政違反法第 23 条及び刑法第 74a 条を適用するものとする。

第 39 条 調停

連邦外務省は、環境保護に関する南極条約議定書のスケジュールに定められる調停に責任を有するものとする。

第 40 条 報告要件

環境保護に関する南極条約議定書第 17 条に基づく年次報告書を作成するのは、連邦環

境庁の職務であるものとする。

第 41 条 緊急事態

- (1) 人命或いは船舶、航空機又は備品及び高価値を持つ施設の安全、或いは環境保護のために以下が必要な場合、本法の規制は適用しない。
 - a) 本法に定められる手続きが完了する前の、本法第 3 条第(1)項が意味する範囲内の活動。
 - b) 本法第 17～31 条に基づき禁止される活動。
- (2) 南極条約の他の締約国及び環境保護委員会への、環境保護に関する南極条約議定書付属書 I 第 7 条第(2)項に基づく活動の通知の回覧は、連邦環境庁が行うものとする。
- (3) 本条第(1)項に基づく活動を南極で行う者は、第(2)項に基づく通知の回覧に必要なデータを、連邦環境庁に遅滞なく提供しなくてはならない。

第 42 条 効力発生

- (1) 本法第 5 条第(7)項及び第 6 条第(5)項は、本法発布の日の翌日に効力を生ずるものとする。本法の他の部分は、環境保護に関する南極条約議定書（1991 年 10 月 4 日）がドイツ連邦共和国で効力を生ずる日に効力を生ずるものとする。
- (2) 効力発生日は連邦法官報に告示するものとする。